

# 熊本県公報

第 1 1 5 3 5 号  
平成 19 年 4 月 9 日 (月)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○天草広域連合の処理する事務及び規約の変更の許可	(市町村総室) 1
○菊池広域連合の規約の変更の許可	( " ) 1
○田浦港公有水面埋立免許	(港湾課) 1
○指定居宅サービス事業所の指定	(高齢者支援総室) 3
○指定介護予防サービス事業所の指定	( " ) 3
○予算の専決処分	(財政課) 3
○特定計量器定期検査の実施	(産業支援課) 10
○指定居宅サービス事業所等の指定	(高齢者支援総室) 12
<b>公 告</b>	
○大規模小売店舗立地法に基づく届出	(商工政策課) 12
○第 33 回熊本県消防救助技術大会競技施設の賃貸借	(危機管理・防災消防総室) 12
○肥料登録有効期間更新	(農業技術課) 14

## 告 示

### 熊本県告示第 361 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、平成 19 年 3 月 27 日付けで天草広域連合長から申請のあった天草広域連合の処理する事務及び規約の変更を平成 19 年 3 月 30 日付けで許可した。  
平成 19 年 4 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

### 熊本県告示第 362 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、平成 19 年 3 月 26 日付けで菊池広域連合長から申請のあった菊池広域連合の規約の変更を平成 19 年 3 月 30 日付けで許可した。  
平成 19 年 4 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

### 熊本県告示第 363 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり公有水面埋立を免許した。  
平成 19 年 4 月 9 日

田浦港港湾管理者 熊本県  
代表者 熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 免許を受けた者の住所及び氏名  
 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
 道路管理者 熊本県 代表者 熊本県知事 潮谷義子
- 2 免許年月日及び番号  
 平成 19 年 3 月 30 日  
 熊本県指令港第 9 号
- 3 埋立区域
  - (1) 位置  
 葦北郡芦北町大字小田浦字和田 3362 の 3、3362 の 1、3361 の 1、3361 の 2、3360 の 1、3359 の 1、3356 の 5、3356 の 4、3356 の 3、3356 の 1、3353 の 1、無番地（官）及びこれらの区域に介在する道路に隣接する無番地（道路）地先公有水面
  - (2) 区域  
 次の各地点を順次に結んだ線及び（1）の地点と（38）の地点とを結んだ線により囲まれた区域  
 （1）の地点 熊本県葦北郡芦北町の国土地理院〔点名（落）〕三等三角点（北緯 32

度 20 分 34 秒 0500 東経 130 度 30 分 27 秒 0048) から 319 度 33 分 07 秒 1,004.77 メートルの地点

(2) の地点	(1) の地点から	332 度 26 分 15 秒	0.69	メートルの地点
(3) の地点	(2) の地点から	330 度 59 分 09 秒	8.37	メートルの地点
(4) の地点	(3) の地点から	329 度 16 分 02 秒	4.76	メートルの地点
(5) の地点	(4) の地点から	326 度 11 分 44 秒	4.31	メートルの地点
(6) の地点	(5) の地点から	323 度 02 分 11 秒	4.30	メートルの地点
(7) の地点	(6) の地点から	319 度 52 分 02 秒	4.28	メートルの地点
(8) の地点	(7) の地点から	316 度 58 分 07 秒	3.89	メートルの地点
(9) の地点	(8) の地点から	313 度 59 分 43 秒	4.64	メートルの地点
(10) の地点	(9) の地点から	310 度 38 分 07 秒	4.21	メートルの地点
(11) の地点	(10) の地点から	308 度 00 分 49 秒	4.17	メートルの地点
(12) の地点	(11) の地点から	305 度 23 分 42 秒	7.20	メートルの地点
(13) の地点	(12) の地点から	303 度 33 分 23 秒	7.37	メートルの地点
(14) の地点	(13) の地点から	303 度 17 分 45 秒	5.68	メートルの地点
(15) の地点	(14) の地点から	303 度 56 分 42 秒	9.91	メートルの地点
(16) の地点	(15) の地点から	305 度 46 分 37 秒	9.83	メートルの地点
(17) の地点	(16) の地点から	307 度 52 分 37 秒	4.81	メートルの地点
(18) の地点	(17) の地点から	310 度 04 分 34 秒	7.37	メートルの地点
(19) の地点	(18) の地点から	312 度 45 分 31 秒	7.30	メートルの地点
(20) の地点	(19) の地点から	314 度 55 分 38 秒	4.45	メートルの地点
(21) の地点	(20) の地点から	317 度 02 分 19 秒	7.75	メートルの地点
(22) の地点	(21) の地点から	319 度 06 分 36 秒	7.38	メートルの地点
(23) の地点	(22) の地点から	320 度 46 分 57 秒	15.10	メートルの地点
(24) の地点	(23) の地点から	321 度 13 分 42 秒	4.80	メートルの地点
(25) の地点	(24) の地点から	321 度 13 分 44 秒	20.00	メートルの地点
(26) の地点	(25) の地点から	321 度 13 分 43 秒	19.00	メートルの地点
(27) の地点	(26) の地点から	321 度 13 分 28 秒	1.00	メートルの地点
(28) の地点	(27) の地点から	320 度 43 分 35 秒	5.09	メートルの地点
(29) の地点	(28) の地点から	318 度 56 分 33 秒	3.99	メートルの地点
(30) の地点	(29) の地点から	145 度 38 分 00 秒	15.36	メートルの地点
(31) の地点	(30) の地点から	144 度 22 分 48 秒	49.56	メートルの地点
(32) の地点	(31) の地点から	138 度 34 分 03 秒	21.43	メートルの地点
(33) の地点	(32) の地点から	134 度 16 分 12 秒	14.93	メートルの地点
(34) の地点	(33) の地点から	127 度 08 分 39 秒	16.72	メートルの地点
(35) の地点	(34) の地点から	124 度 56 分 01 秒	21.50	メートルの地点
(36) の地点	(35) の地点から	131 度 48 分 32 秒	27.39	メートルの地点
(37) の地点	(36) の地点から	134 度 43 分 19 秒	11.51	メートルの地点
(38) の地点	(37) の地点から	132 度 42 分 21 秒	11.32	メートルの地点

(3) 面積

743.99 平方メートル

4 埋立に関する工事の施行区域

(1) 位置

葦北郡芦北町大字小田浦字和田 3344 の 16、3344 の 17 地内及びこれらの地先、並びに、3344 の 19、3344 の 20、3362 の 4、3362 の 3、3362 の 1、3361 の 1、3361 の 2、3360 の 1、3359 の 1、3356 の 5、3356 の 4、3356 の 3、3356 の 1、3353 の 1、無番地（官）及びこれらの区域に介在する道路に隣接する無番地（道路）地内、及びこれらの地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び（イ）の地点と（ヤ）の地点とを結んだ線に囲まれた区域

(イ) の地点 熊本県葦北郡芦北町の国土地理院〔点名（落）〕三等三角点（北緯 32 度 20 分 34 秒 0500 東経 130 度 30 分 27 秒 0048）から 319 度 40 分 56 秒 958.30 メートルの地点

(ロ) の地点	(イ) の地点から	309 度 49 分 25 秒	6.87	メートルの地点
(ハ) の地点	(ロ) の地点から	311 度 02 分 28 秒	13.86	メートルの地点
(ニ) の地点	(ハ) の地点から	307 度 57 分 33 秒	16.07	メートルの地点
(ホ) の地点	(ニ) の地点から	312 度 31 分 36 秒	22.68	メートルの地点
(ヘ) の地点	(ホ) の地点から	313 度 26 分 55 秒	9.87	メートルの地点
(ト) の地点	(ヘ) の地点から	309 度 34 分 56 秒	2.46	メートルの地点
(チ) の地点	(ト) の地点から	313 度 21 分 00 秒	10.95	メートルの地点
(リ) の地点	(チ) の地点から	308 度 22 分 22 秒	15.81	メートルの地点
(ヌ) の地点	(リ) の地点から	304 度 43 分 06 秒	19.32	メートルの地点
(ル) の地点	(ヌ) の地点から	304 度 12 分 58 秒	13.69	メートルの地点
(ヲ) の地点	(ル) の地点から	309 度 23 分 53 秒	6.05	メートルの地点
(ワ) の地点	(ヲ) の地点から	313 度 10 分 14 秒	6.36	メートルの地点
(カ) の地点	(ワ) の地点から	314 度 45 分 09 秒	10.15	メートルの地点
(ヨ) の地点	(カ) の地点から	314 度 36 分 37 秒	11.85	メートルの地点

(タ) の地点	(ヨ) の地点から	311 度 33 分 57 秒	3.65	メートルの地点
(レ) の地点	(タ) の地点から	313 度 20 分 07 秒	13.86	メートルの地点
(ソ) の地点	(レ) の地点から	338 度 16 分 05 秒	15.94	メートルの地点
(ツ) の地点	(ソ) の地点から	320 度 31 分 16 秒	7.03	メートルの地点
(ネ) の地点	(ツ) の地点から	314 度 14 分 10 秒	0.48	メートルの地点
(ナ) の地点	(ネ) の地点から	325 度 03 分 00 秒	3.92	メートルの地点
(ラ) の地点	(ナ) の地点から	315 度 20 分 28 秒	17.81	メートルの地点
(ム) の地点	(ラ) の地点から	316 度 02 分 30 秒	17.08	メートルの地点
(ウ) の地点	(ム) の地点から	321 度 37 分 36 秒	16.80	メートルの地点
(ノ) の地点	(ウ) の地点から	321 度 13 分 50 秒	38.18	メートルの地点
(オ) の地点	(ノ) の地点から	51 度 13 分 50 秒	42.57	メートルの地点
(ク) の地点	(オ) の地点から	141 度 13 分 46 秒	154.91	メートルの地点
(ヤ) の地点	(ク) の地点から	135 度 46 分 03 秒	138.99	メートルの地点

(3) 面積

10,672.79 平方メートル

5 埋立地の用途  
道路用地

**熊本県告示第 364 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 4 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【特定施設入居者生活介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名開設者名	指定年月日
むすび・宇土 宇土市松山町字向野田 4168 番 1	株式会社クオリティ・ケア・ ジャパン	平成 19 年 4 月 1 日

**熊本県告示第 365 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 4 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防特定施設入居者生活介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名開設者名	指定年月日
むすび・宇土 宇土市松山町字向野田 4168 番 1	株式会社クオリティ・ケア・ ジャパン	平成 19 年 4 月 1 日

**熊本県告示第 366 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により平成 19 年 3 月 30 日付けで専決した平成 18 年度熊本県一般会計補正予算（第 4 号）の要領は、次のとおりである。

平成 19 年 4 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

専第 35 号

平成18年度熊本県一般会計補正予算（第4号）

平成18年度熊本県の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 299,801千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 736,644,210千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

平成19年3月30日専決

熊本県知事 潮 谷 義 子

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 地方譲与税		32,844,356	△ 62,352	32,782,004
	1 地方道路譲与税	3,785,000	△ 56,630	3,728,370
	2 石油ガス譲与税	238,000	△ 6,637	231,363
	3 航空機燃料税 譲与	16,000	915	16,915
2 地方交付税		222,103,702	537,257	222,640,959
	1 地方交付税	222,103,702	537,257	222,640,959
3 交通安全 対策特別交付金		754,000	46,752	800,752
	1 交通安全 対策特別交付金	754,000	46,752	800,752
4 国庫支出金		107,809,755	299,774	108,109,529
	1 国庫補助金	68,279,985	299,774	68,579,759
5 財産収入		2,301,602	27	2,301,629
	1 財産運用 収入	1,202,054	27	1,202,081
6 繰入金		20,094,758	△ 2,494,257	17,600,501
	1 基金繰入金	17,471,809	△ 2,494,257	14,977,552

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
7 諸 収 入		39,333,418	100,000	39,433,418
	1 収 益 事 業 入 収	6,410,842	100,000	6,510,842
8 県 債		97,091,100	1,872,600	98,963,700
	1 県 債	97,091,100	1,872,600	98,963,700
歳 入 合 計		736,344,409	299,801	736,644,210

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 民 生 費		71,790,760	299,801	72,090,561
	1 社会福祉費	48,077,784	299,801	48,377,585
2 農 水 産 業 林 費		73,149,121		73,149,121
	1 農 地 費	30,046,082		30,046,082
	2 林 業 費	18,797,672		18,797,672
	3 水 産 業 費	6,792,015		6,792,015
3 土 木 費		109,769,656		109,769,656
	1 道路橋りょう費	48,534,192		48,534,192
	2 河川海岸費	23,313,344		23,313,344
	3 港 湾 費	4,683,318		4,683,318
	4 都市計画費	14,785,807		14,785,807
4 教 育 費		172,574,178		172,574,178
	1 高等学校費	35,110,725		35,110,725
歳 出 合 計		736,344,409	299,801	736,644,210

第2表 地方債補正								
変 更								
起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円				千円			
土地改良国庫補助事業費	4,804,000	(借入先) 財務省、日		据置期間を 含め30年以内	5,030,000			
農地海岸保全国庫補助事業費	316,000	本郵政公社、		半年賦元利	351,000			
農地防災国庫補助事業費	46,000	公営企業金融		均等償還又は	51,000			
湛水防除国庫補助事業費	93,000	公庫、会社、		元金均等償還、	104,000			
林道国庫補助事業費	1,261,000	(借入方法) 証書借入又		満期一括償還 等	1,327,000			
治山国庫補助事業費	2,458,000	は証券発行(他		但し、県財	2,705,000			
保安林整備国庫補助事業費	301,000	の地方公共団		政の都合によ	327,000			
沿岸漁場整備国庫補助事業費	324,000	体との共同発	年 10 %	り、繰上償還	336,000			
漁港国庫補助事業費	598,000	行を含む。)	以 内	をなし、又は	661,000	(補 正 前 に 同 じ)		
道路橋りょう国庫補助事業費	4,399,000	(その他) 工事その他		借り換えをす				
道路維持国庫補助事業費	1,737,000	の都合により、		ることができる。	4,535,000			
河川国庫補助事業費	1,492,000	一部もしくは			1,774,000			
海岸保全国庫補助事業費	445,000	全部を翌年度			1,638,000			
砂防国庫補助事業費	2,741,000	以降に繰り下			495,000			
港湾建設国庫補助事業費	866,000	げて借り入れ			3,023,000			
街路国庫補助事業費	2,602,000	することがで			817,000			
都市公園整備事業費	36,000	きる。			2,773,000			
農地海岸直轄事業負担金	240,000	発行価格が			40,000			
治山直轄事業負担金	137,000	額面金額を下			266,000			
道路直轄事業負担金	5,395,000	回るときは、			152,000			
河川直轄事業負担金	2,954,000	その発行差額			5,574,600			
砂防直轄事業負担金	172,000	をうめるため			2,973,000			
港湾直轄事業負担金	570,000	必要な金額を			191,000			
緑資源機構営特定中山間保全整備事業費	313,000	加算した額を			620,000			
		限度額とする			348,000			
		ことができる。						



起債の目的	補 正 前				補 正 後					
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法		
単 県 街 路 整 備 事 業 費	千円 2,175,000	(借入先) 財務省、日 本郵政公社、 公営企業金融 公庫、会社、 その他 (借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。) (その他) 工事その他 の都合により、 一部もしくは 全部を翌年度 以降に繰り下 げて借り入れ することがで きる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	年 10 % 以 内	据置期間を 含め30年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等 但し、県財 政の都合によ り、繰上償還 をなし、又は 借り換えをす ることができる。	千円 2,236,000					(補 正 前 に 同 じ)
計	36,475,000				38,347,600					

## 熊本県告示第 367 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、天草市、上天草市、天草郡における特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定により告示する。

平成 19 年 4 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 1 集合検査

検査区域	検査日	検査受付時間	検査場所	対象となる特定計量器
上天草市	平成 19 年 5 月 14 日	午前 10 時半から午前 11 時半 まで	上天草市 湯島 出張所	非自動はかり（計量法施行令 （平成 5 年政令第 329 号）第 5 条第 1 号又は第 2 号に掲げ るものを除く。）、分銅及びお もり
上天草市	平成 19 年 5 月 14 日	午後 1 時半から午後 3 時まで	上天草市役所 大矢野庁舎	
上天草市	平成 19 年 5 月 15 日	午前 10 時から午後 3 時まで	上天草市役所 大矢野庁舎	
上天草市	平成 19 年 5 月 16 日	午前 10 時から午後 4 時まで	上天草市 松島 保健センター	
上天草市	平成 19 年 5 月 17 日	午前 9 時から午後 4 時まで	上天草市 姫戸 地域振興センタ ー	
上天草市	平成 19 年 5 月 18 日	午前 9 時から午後 2 時まで	上天草市 龍ヶ 岳地域振興セン ター	
上天草市	平成 19 年 5 月 21 日	午前 10 時半から午後 3 時 まで	上天草市 龍ヶ 岳地域振興セン ター	
苓北町	平成 19 年 5 月 22 日	午前 9 時から正午まで	苓北町 坂瀬川 出張所	
苓北町	平成 19 年 5 月 22 日	午後 1 時半から午後 4 時 まで	苓北町 富岡出 張所	
苓北町	平成 19 年 5 月 23 日	午前 9 時から午前 10 時半 まで	苓北町 都呂々 出張所	
苓北町	平成 19 年 5 月 23 日	午前 11 時から午後 2 時 まで	苓北町役場	
天草市	平成 19 年 5 月 24 日	午前 9 時から午前 11 時半 まで	手野みかん選果 場	
天草市	平成 19 年 5 月 24 日	午後 1 時から午後 4 時 まで	天草漁協 二江 荷捌所	
天草市	平成 19 年 5 月 25 日	午前 9 時から午後 2 時 まで	天草市 五和支 所	
天草市	平成 19 年 5 月 28 日	午前 10 時半から正午 まで	JA あまくさ 統合選果場	
天草市	平成 19 年 5 月 28 日	午後 1 時半から午後 4 時 まで	天草市 有明保 健センター	
天草市	平成 19 年 5 月 29 日	午前 9 時から正午 まで	上津浦公民館	
天草市	平成 19 年 5 月 29 日	午後 1 時半から午後 4 時 まで	島子公民館	
天草市	平成 19 年 5 月 30 日	午前 9 時から午後 4 時 まで	JA あまくさ 栖本集荷場	
天草市	平成 19 年	午前 9 時から午後 4 時 まで	天草市 御所浦	

	5 月 31 日		島開発総合センター
天草市	平成 19 年 6 月 1 日	午前 9 時から正午まで	横浦島コミュニティセンター
天草市	平成 19 年 6 月 4 日	午前 10 時から午後 4 時まで	天草市 倉岳支所
天草市	平成 19 年 6 月 5 日	午前 9 時から午後 4 時まで	天草市 新和町民センター
天草市	平成 19 年 6 月 6 日	午前 10 時から正午まで	宮野河内公民館
天草市	平成 19 年 6 月 6 日	午後 1 時半から午後 4 時まで	富津公民館
天草市	平成 19 年 6 月 7 日	午前 9 時から午後 2 時まで	一町田公民館
天草市	平成 19 年 6 月 11 日	午後 1 時から午後 4 時まで	須口地区健康管理増進センター
天草市	平成 19 年 6 月 12 日	午前 9 時から午前 10 時まで	天草市 牛深支所魚貫出張所
天草市	平成 19 年 6 月 12 日	午前 10 時半から正午まで	天草市 牛深支所二浦出張所
天草市	平成 19 年 6 月 12 日	午後 2 時から午後 4 時まで	天草市 ふかみふれあいセンター
天草市	平成 19 年 6 月 13 日	午前 9 時から午後 4 時まで	天草市 牛深総合センター
天草市	平成 19 年 6 月 14 日	午前 9 時から午後 4 時まで	天草市 牛深総合体育館
天草市	平成 19 年 6 月 15 日	午前 9 時から午前 11 時半まで	天草市 大江漁村環境改善総合センター
天草市	平成 19 年 6 月 15 日	午後 1 時半から午後 2 時半まで	天草市 天草支所福連木出張所
天草市	平成 19 年 6 月 18 日	午後 1 時半から午後 4 時まで	天草市 天草支所下田出張所
天草市	平成 19 年 6 月 19 日	午前 9 時から午後 3 時まで	天草市 天草支所
天草市	平成 19 年 6 月 20 日	午前 9 時から正午まで	下浦町公民館
天草市	平成 19 年 6 月 20 日	午後 1 時半から午後 4 時まで	志柿町公民館
天草市	平成 19 年 6 月 21 日	午前 9 時から正午まで	楠浦町公民館
天草市	平成 19 年 6 月 21 日	午後 1 時半から午後 4 時まで	宮地岳町公民館
天草市	平成 19 年 6 月 22 日	午前 9 時から午後 2 時まで	亀場町公民館
天草市	平成 19 年 6 月 25 日	午前 10 時半から正午まで	本町公民館
天草市	平成 19 年	午後 1 時半から午後 4 時まで	佐伊津町公民館

	6 月 25 日		
天草市	平成 19 年 6 月 26 日	午前 9 時から正午まで	栢宇土町公民館
天草市	平成 19 年 6 月 26 日	午後 1 時半から午後 4 時まで	天草市 天草市 民センター
天草市	平成 19 年 6 月 27 日	午前 9 時から午後 4 時まで	天草市 天草市 民センター
天草市	平成 19 年 6 月 28 日	午前 9 時から午後 2 時まで	天草市 天草市 民センター

## 2 所在場所検査

実施期日	実施場所
平成 19 年 5 月 21 日から 平成 19 年 6 月 15 日まで	特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項第 1 号から第 5 号に定めるものによっては、その計量器の所在場所

## 熊本県告示第 368 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 4 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスほほ笑み 熊本市戸島西五丁目 5 番 27 号	社会福祉法人山清福祉会	平成 19 年 4 月 1 日

## 公 告

## 熊本県公告第 337 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成 19 年 4 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
九州テックランド人吉店  
人吉市下林町字下川 2101 番
- 2 変更した事項  
大規模小売店舗の名称  
変更前 ケーズデンキ人吉パワフル館  
変更後 九州テックランド人吉店
- 3 変更の年月日  
平成 19 年 3 月 2 日
- 4 変更する理由  
設置者の株式会社正一電気がギガケーズデンキ株式会社とのフランチャイズ契約解約後、株式会社ヤマダ電機との資本業務提携により、株式会社九州テックランドを設立したため
- 5 届出年月日  
平成 19 年 3 月 12 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課及び球磨地域振興局総務振興課  
平成 19 年 4 月 9 日から平成 19 年 8 月 9 日まで

## 熊本県公告第 338 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 4 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物件 平成19年6月1日(金)に実施する第33回熊本県消防救助技術大会において使用する仮設棟(2棟)、煙道及び高塀
  - (2) 借入物件の規格、品質等入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 借入期間 平成19年5月15日(火)から平成19年6月5日(火)まで
  - (4) 納入期限 平成19年5月15日(火)
  - (5) 納入場所 熊本県消防学校(上益城郡益城町大字惣領字西窪2167)
  - (6) 入札方法
    - ア 入札金額は、前記(3)借入期間の賃借料を記載すること。
    - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
    - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用する。
    - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成14年熊本県告示第516号、以下「要綱」という。)による審査のうち、入札参加資格を有すると決定された者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
  - (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
  - (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始申立てを行った者又は申立てをなされた者については、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
  - (4) 5の(3)の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法  
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
  - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課資格審査班(県庁行政棟本館2階)  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2581
  - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
平成19年4月9日(月)から平成19年4月13日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 契約条項を示す場所等
- 熊本県総務部危機管理・防災消防総室消防班(熊本県庁行政棟新館10階)  
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2116
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
4に記載のとおり
  - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所
    - ア 交付期間  
平成19年4月9日(月)から平成19年4月18日(水)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
    - イ 交付場所  
4に記載のとおり
  - (3) 入札及び開札の日時及び場所
    - ア 日時 平成19年4月19日(木)午前10時
    - イ 場所 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部危機管理・防災消防総室内
  - (4) 入札書の提出方法  
5の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4に記載の場所に平成19年4月18日(水)までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 6 その他

- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の (3) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。  
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札  
イ 委任状を提出しない代理人のした入札  
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札  
エ 記名押印を欠く入札  
オ 金額を訂正した入札  
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札  
キ 明らかに連合によると認められる入札  
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札  
ケ 2 以上の意思表示をした入札  
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札  
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格  
無
- (6) 契約の締結  
ア 契約書作成の要否  
要  
イ 契約の締結期限  
落札者決定の日から 14 日以内とする。  
ウ 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金  
10 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。  
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 339 号

肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 17 条第 2 項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第 16 条第 1 項の規定に基づき公告します。

平成 19 年 4 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	更新した年月日
熊本県肥第1388号	なたね油かす及びそ	一番しぼり油粕	窒素全量 : 5.3 りん酸全量		有限会社堀内製油 八代郡水川町吉本 94 番地	平成 19 年 3 月 30 日

	の粉末		: 2.0 加里全量 : 1.0			
--	-----	--	------------------------	--	--	--

